

政令第二百二十九号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の四第二項、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項第四号及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第六条）

第二章 経過措置（第七条―第十条）

附則

第一章 関係政令の整備

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三百三十二条第六号中「定年による退職の特例及び定年退職者の再任用」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項（同法第二十二條の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員の任用、同法第二十八條の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任並びに同法第二十八條の七第一項又は第二項の規定による勤務延長」に改め、同条第七号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

第四百十條の三及び第七十四條の四十九の二十二中「第二十八條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第二条 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第二十八條の二第一項」を「第二十八條の六第一項」に改め、「同じ。」の下に「又は同法第二十二條の四第一項に規定する定年退職日相当日」を加え、同条第四号中「第二十八條の三」を「第二十八條の七第一項又は第二項」に改め、同条第五号を削る。

第八条第三項中「及び第三項の規定」を「の規定」に、「これら」を「同項」に改め、同項の表学長の

項中「第三項並びに」を削り、同表教授会の項中「、第五条の二第一項及び第八条第三項」を「及び第五条の二第一項」に改める。

(公職選挙法施行令等の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

一 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第九十条第二項

二 農業改良助長法施行令(昭和二十七年政令第四百四十八号)第四条

三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百

二号)第九条第一項

四 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第四十四条第六項

五 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百十五

号)第三条第一項

六 職員の兼業の許可に関する政令(昭和四十一年政令第十五号)第一条第二項

七 地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)第一条第一項第一号

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第二号中「以下この号及び第四項」を「第四項」に改め、「（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなったことにより当該職員が退職手当（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなった日又はその翌日に再任用職員等となつた者を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）」を削り、同項第四号中「対象となる」の下に「地方自治法第二百四条第二項に規定する」を加え、「（当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該

引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数」を削り、同条第五項中「同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は」を削り、「日数又は同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数は」に改める。

第五十三条の表第二十七条第一項第二号の項を次のように改める。

<p>第二十七条第一項第二号</p>	<p>法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する懲戒処分（第四項において「懲戒処分」という。）によつて退職した</p>	<p>地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された</p>
--------------------	--	---

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

第五条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等

に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の六第一項又は」を削り、同条第五号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第六条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。附則第二項において「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）の

一部を次のように改正する。

第七条第一項の表改正前地共済法附則第二十八条の四第二項の項の次に次のように加える。

改正前地共済法 附則第二十八条 の七第一項		係る地方公務員法		係る地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）による改正前の地方公務員法（以下この項において「旧地方公務員法」という。）	
、 地方公務員法	、 旧地方公務員法	、 地方公務員法 （地方公務員法	、 旧地方公務員法	、 旧地方公務員法 （旧地方公務員法	、 旧地方公務員法
及び地方公務員法	及び旧地方公務員法	及び地方公務員法	及び旧地方公務員法	及び旧地方公務員法	及び旧地方公務員法
退職共済年金	旧職域加算退職給付	退職共済年金	旧職域加算退職給付	退職共済年金	旧職域加算退職給付

第七条第一項の表改正前地共済法附則第二十八条の七第一項、第二項及び第六項第二号の項中「附則第二十八条の七第一項、第二項」を「附則第二十八条の七第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

改正前地共済法 附則第二十八条	公布の日」と、「 地方公務員法	公布の日」と、「 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）による改正前の地方公務員法（以下こ
--------------------	--------------------	--

	<p>の項において「旧地方公務員法」という。）</p>
<p>国家公務員法第八十一条の二第二項に</p>	<p>国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十号）第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下この項において「旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項に</p>
<p>施行の日」と、「地方公務員法</p>	<p>施行の日」と、「旧地方公務員法</p>
<p>附則第三条」とあるのは「国家公務員法</p>	<p>附則第三条」とあるのは「旧国家公務員法</p>
<p>附則第三条」と、「地方公務員法</p>	<p>附則第三条」と、「旧地方公務員法</p>
<p>国家公務員法第八</p>	<p>旧国家公務員法第八十一条の三</p>

第七条第二項の表第二十七條第一項第二号から第四号までの項を次のように改める。

	<p>十一條の三</p>	
	<p>地方公務員法第二十八條の四</p>	<p>旧地方公務員法第二十八條の四</p>
	<p>国家公務員法第八十一條の四</p>	<p>旧国家公務員法第八十一條の四</p>
<p>第二十七條第一項第二号</p>	<p>月数（地方公務員法第二十八條の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号にお</p>	<p>月数</p>

いて「再任用職員
等」という。）で
ある組合員（職員
でなくなつたこと
により当該職員が
退職手当（地方自
治法第二百四条第
二項に規定する退
職手当をいう。以
下この号及び第四
号において同じ。
）又はこれに相当
する給付の支給を

受けることができ
る場合における当
該職員でなくなつ
た日又はその翌日
に再任用職員等と
なつた者を除く。
）が退職手当又は
これに相当する給
付の額の算定の基
礎となる職員とし
ての引き続き在職
期間中の行為に関
する懲戒処分によ

<p>項第三号</p>	<p>第二十七条第一</p>	<p>項第四号</p>	<p>障害共済年金の額</p>	<p>対象となる</p>	<p>月数（当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての</p>	<p>月数</p>	<p>対象となる地方自治法第二百四条第二項に規定する</p>
-------------	----------------	-------------	-----------------	--------------	---	-----------	--------------------------------

第七条第二項の表第二十七条第四項の項の次に次のように加える。

第二十七条第五項	同号及び同項第四号に規定する引き続く在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合	同項第三号
	在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数） 退職共済年金又は障害共済年金の額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額

項の次に次のように加える。

		員期間の月数又は同項第三号	
月数は	員期間は		月数又は同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数は

第十四条第二項の表なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十八の表法第九十条第六項の項の

なお効力を有する改正前地共済令第二十七条第一項第二号	月数（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号にお	月数
----------------------------	--	----

いて「再任用職員
等」という。）で
ある組合員（職員
でなくなつたこと
により当該職員が
退職手当（地方自
治法第二百四条第
二項に規定する退
職手当をいう。以
下この号及び第四
号において同じ。
）又はこれに相当
する給付の支給を

受けることができ
る場合における当
該職員でなくなつ
た日又はその翌日
に再任用職員等と
なつた者を除く。
）が退職手当又は
これに相当する給
付の額の算定の基
礎となる職員とし
ての引き続き在職
期間中の行為に関
する懲戒処分によ

<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十七条第一項第四号</p>	
<p>対象となる月数（当該職員である組合員が当該引き続き在職期間</p>	<p>つて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）</p>
<p>月数</p>	<p>対象となる地方自治法第二百四条第二項に規定する月数</p>

の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合に於ては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数)

第十四条第二項の表なお効力を有する改正前地共済令第二十七条第三項及び第四項の項の次に次のように加える。

<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十七条第五項</p>	<p>同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号</p>	<p>同項第三号</p>
<p>月数又は同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数は</p>	<p>月数は</p>	<p>同項第三号</p>

第二章 経過措置

(暫定再任用職員に係る地方自治法施行令の適用に関する経過措置)

第七条 この政令の施行の日（第十条において「施行日」という。）から令和十四年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の地方自治法施行令第三百三十二条第六号の規定の適用については、同号中「の基準」とあるのは、「並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは同条第三項（同法附則第五条第五項、第六条第三項又は第七条第五項において準用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定による任用の基準」とする。

2 地方自治法第二百九十二条において準用する前項の規定の適用については、同項中「第五条第一項若しくは第三項」とあるのは「第五条第二項若しくは第四項」と、「第七条第一項若しくは第三項」とあるのは「第七条第二項若しくは第四項」とする。

（暫定再任用職員に係る教育公務員特例法施行令の適用に関する経過措置）

第八条 地方公務員法の一部を改正する法律（以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第

九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された者は、第二条の規定による改正後の教育公務員特例法施行令第六条の規定の適用については、同条第二号に該当する者とみなす。

2 教育公務員特例法施行令第八条第一項に規定する大学の助手については、改正法附則第九条第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる者は、同項の規定により読み替えられた改正法附則第四条第一項及び第二項、同条第三項（改正法附則第五条第五項、第六条第三項及び第七条第五項において準用する場合を含む。）、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項及び第二項並びに第七条第一項から第四項までに規定する権限の全部又は一部を、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任することができる。

学長	学部長その他の大学内の他の機関
教授会	当該教授会に属する教員のうちの一部の者で構成する会議その他の大学内の他の機関

（暫定再任用職員等である組合員又は暫定再任用職員等である組合員であった者に係る地方公務員等共済組合法施行令の適用に関する経過措置）

第九条 改正法附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）又はこれに相当する職員（以下この条において「暫定再任用職員等」という。）である組合員（地方公務員共済組合の組合員をいう。以下この条及び附則第二項において同じ。）又は暫定再任用職員等である組合員であつた者に対する第四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令第二十七条の規定の適用については、同条第一項第二号中「第四項」とあるのは「以下この号及び第四項」と、「月数が」とあるのは「月数（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「暫定再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に当該暫定再任用職員等となつた者を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期

間に係る組合員期間の月数と暫定再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が」と、同項第四号中「地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当」とあるのは「退職手当」と、「月数が」とあるのは「月数（当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に暫定再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と暫定再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が」と、同条第五項中「月数、」とあるのは「月数、同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは暫定再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は」と、「日数又は同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数」とあるのは「日数」とする。

2 前項の場合において、暫定再任用職員等である組合員又は暫定再任用職員等である組合員であつた者が改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（附則第二項において「旧再任用職員等」という。）である組合員であつた者に該当するときは、前項中「令和三年法律第六十三号」とあるのは「令和三年法律第六十三号。以下この号において「令和三年地方公務員法改正法」という。」と、「翌日」とあるのは「翌日

に令和三年地方公務員法改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「旧再任用職員等」という。）となり、当該旧再任用職員等でなくなつた日又はその翌日」と、「と暫定再任用職員等」とあるのは、「旧再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数及び暫定再任用職員等」と、「月数とを」とあるのは「月数を」と、「以後に」とあるのは「以後に旧再任用職員等である組合員及び」と、「月数若しくは」とあるのは「月数、旧再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数若しくは」とする。

（暫定再任用職員に係る義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の適用に関する経過措置）

第十条 施行日から令和十四年三月三十一日までの間における第五条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令第一条第一号の規定の適用については、同号中「うち、」とあるのは、「うち、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項から第四項まで又は」とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(地方公務員等共済組合法施行令及び平成二十七年地共済経過措置政令の一部改正に伴う経過措置)

2 旧再任用職員等である組合員であつた者（第九条の規定の適用を受ける者を除く。）に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十七条第一項に規定する退職年金及び公務障害年金並びに平成二十七年地共済経過措置政令第七条第二項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成二十七年地共済経過措置政令第十四条第二項に規定する給付に係る給付の制限については、なお従前の例による。

理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法施行令について普通地方公共団体の委員会等が定年前再任用短時間勤務職員の任用等の基準に関する規則の制定等を行う場合に当該普通地方公共団体の長への協議を要することとする等関係政令の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める必要があるからである。